

# 厚木交響楽団 団則

## 第1章 総則

第01条 本団は、「厚木交響楽団」と称する。

第02条 本団の所在地は団長宅とする。

## 第2章 目的と事業

第03条 本団は、演奏活動を通じ、地域音楽文化の向上に寄与すると共に団員相互の親睦をはかることを目的とする。

第04条 本団は目的を達成するために定期演奏会、定期練習、臨時演奏会、その他、適切と思われる事業を行う。

## 第3章 団員

第05条 本団は、目的に賛同する音楽愛好家を持って組織する。

第06条 本団への入団、退団、休団は役員会の承認を受けなければならない。

第07条 団員は、18歳以上の者とする。団員は、団費及び所定の経費を納め、団の演奏活動ならびに練習活動に参加し、本団の目的達成のため努力せねばならない。

## 第4章 役員

第08条 本団に次の役員をおく。尚、副団長は、必要に応じて置くことができることとする。

団長

副団長

書記・庶務

会計

監査

インスペクター

会場

演奏会実行

ライブラリアン

資産管理

広報

楽器

友の会事務局および事務局代行

第09条 役員は総会（後述）において選出する。任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

第 10 条 役員は任期満了といえども後任役員の定まるまでその職を行う。

第 11 条 役員の欠員補充の場合は前任者の残余期間とし、第 9 条に基づき選出することを原則とするが、状況により、役員会の承認により選出することもできる。

## 第 5 章 コンサートマスター、セクションリーダー、パートリーダー

第 12 条 本団にコンサートマスター、セクションリーダー、パートリーダーをおく。

コンサートマスター 若干名

セクションリーダー 高弦、低弦、木管、金管打楽器ごとに 1 名

パートリーダー パートごとに 1 名

第 13 条 コンサートマスターは役員会で選出し、団長が任命する

第 14 条 セクションリーダーは各セクションのパートリーダーにて選出し、団長が任命する。

第 15 条 パートリーダーはパート内で選出し、団長が任命する。

## 第 6 章 機関

第 16 条 本団の最高決議機関として総会をおく。運営機関として役員会を置く。

## 第 7 章 総会

第 17 条 本団は、年 1 回総会を開きその招集は役員会が行う。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 18 条 総会は団員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の 1/2 以上の賛成を必要とする。

第 19 条 第 21 条第 2 項にいう団則の決定および改正は出席者の 2/3 以上の賛成をもって決する。

第 20 条 総会において団員の推薦により議長・書記の各 1 名を選出する。

第 21 条 総会において次のことを行うものとする。

第 1 項 事業報告、および事業計画の審議

第 2 項 団則の決定ならびに改正

第 3 項 役員を選出

第 4 項 会計報告、監査報告、および予算の審議

第 5 項 その他必要な事項

第 22 条 団員は 2 名以上をもって、総会に議題を提案することができる。

第 23 条 団員の 1/5 以上の請求が役員会にあった場合、役員会は臨時総会を開かなければならない。また、役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

第 24 条 臨時総会における、議長・書記は 団長・書記が行う。

## 第8章 役員会

第25条 本団は、本団役員及びコンサートマスター、セクションリーダーにより構成される役員会を置く。

第26条 役員会は、団長がこれを招集する。

第27条 役員会では、次のことを行う。

第1項 入退団の承認

第2項 事業計画の立案及び実施、事業の進捗状況の確認

第3項 演奏会曲目の決定

第4項 指揮者、トレーナーの承認

第5項 コン서트マスターの選出

第6項 その他（中期的な課題の議論など）

第28条 役員会は必要に応じて専門委員会をおく。

## 第9章 運営

第29条 本団の経費は、団費、演奏会費、その他の収入をもってあてる。経費の徴収についての細目は、役員会が、別に定める。

## 第10章 会員制度

第30条 「厚木交響楽団友の会」とする。

第31条 本会に一般会員及び賛助会員を置く。

第32条 一般会員は、本団主催の公演を優先的に聴くための会員とする。

第33条 賛助会員は、本団の主旨を理解しその向上発展を賛助する会員とする。

第34条 会費等についての細目は、役員会が別に定める。

第35条 友の会の会計については、これを厚木交響楽団に報告する。また厚木交響楽団の監査を受けなければならない。

## 第11章 指揮者・トレーナー

第36条 本団は必要に応じて指揮者を置く。選任は役員会の承認を必要とする。

第37条 本団は必要に応じてトレーナーを置く。選任は役員会の承認を必要とする。

## 第12章 入団・退団・休団

第38条 役員会は団員の入団・退団・休団を承認し、また団員の除籍を決定することができる。

## 第 13 章 その他

第 39 条 この規約に定めのあるもののほか、本団の運営に必要な細目は役員会が定める。

### 附則

1. 本団則は昭和 61 年 1 月 12 日より施行する。
2. 本団則は平成 25 年 1 月 6 日付で、一部改訂して実施する。
3. 本団則は平成 30 年 2 月 11 日付で、一部改訂して実施する。
4. 本団則は令和 5 年 1 月 29 日付で、一部改訂して実施する。

# セクションリーダー会設置規則

厚木交響楽団団則第 8 章第 28 条により、セクションリーダー会を設置するための規則をここに定める。

## 第 1 章 名称、構成員

第 1 条 この委員会は、名称を「セクションリーダー会」と称する。

第 2 条 構成員はコンサートマスター、インスペクター、セクションリーダーとする。その他の役員、パートリーダーの出席は任意とする。

## 第 2 章 目的

第 3 条 本委員会は、厚木交響楽団の定期演奏会などの曲目、指揮者、練習計画等を討議し、役員会に案を答申する。

## 第 3 章 委員長の任命

第 4 条 本委員会の委員長は、セクションリーダーの中から選出し、選任は役員会の承認を必要とする。

## 第 4 章 委員長の任期

第 5 条 本委員会の委員長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし欠員補充の場合は前任者の残余期間とする。

## 第 5 章 運営

第 6 条 本委員会の運営に必要な事項は本委員会が別に定める。

### 附則

1. 本規則は昭和 61 年 1 月 12 日「選曲委員会」として施行され、平成 27 年 1 月 11 日「選曲委員会」を廃止し、「セクションリーダー会」として一部改訂の上実施する。
2. 令和 5 年 1 月 29 日付で、一部を改訂して実施する。

# 厚木交響楽団入団、退団及び休団に関する規則

厚木交響楽団団則、第3章第6条及び第7条、第12章第38条の規定により、厚木交響楽団の入団、退団及び休団に関する規則をここに定める。

## 第1章 総則

### 第1条（入団の承認）

入団の承認は役員会が行う。

### 第2条（退団及び休団の承認）

退団及び休団の承認は役員会が行う。

### 第3条（通知の義務）

団長は、入団・退団及び休団に関する決定があった時は、速やかに当該者に通知しなければならない。

### 第4条（不服の申し立て）

当該者は、役員会の決定事項に不服のある場合、通知を受けた日から30日以内に役員会に対して不服の申し立てをすることができる。

## 第2章 入団

### 第5条（入団の申し込み）

入団を希望する者は、役員会に申し込まねばならない。原則1ヵ月間（最大3ヵ月間）を試用期間とし、練習への参加状況・態度、演奏技術が団員として認められた場合は、役員会がこれを承認する。なお、試用期間中は団費の納入は必要としないが、演奏会や合宿などに参加する場合は、所定の経費を納入しなければならない場合がある。

### 第6条（団費の納入）

第1項 入団を承認された者は、団費および必要に応じて所定の経費を納入しなければならない。

第2項 入団費は3,000円（学生1,500円）とする。

第3項 団費は2,500円/月（学生1,000円/月）とし、前月末日までに納入しなければならない。

### 第7条（所定の経費）

演奏会や合宿などの活動における、必要な経費は会計が都度計算し、役員会にて徴収額を決定する。

## 第3章 退団

### 第8条（退団の申し出）

退団しようとする者は速やかに役員会に申し出なければならない。

#### 第9条（退団の要件）

上記の規定にかかわらず、役員会は下記に該当する者の退団を決定することができる。

- イ 3ヶ月以上、無断で欠席している時
- ロ 6ヶ月以上、団費を滞納している時
- ハ 休団期間終了後、復帰または休団継続の意思表示がない場合
- ニ その他、退団させることが特に必要と認められる場合

#### 第10条（団費の納入）

退団しようとする者で団費などの滞納がある場合は直ちに納入しなければならない。また団からの借用品などがある場合は直ちに返納しなければならない。

## 第4章 休団

#### 第11条（休団の申し出）

休団しようとする者は、速やかに役員会に申し出なければならない。

#### 第12条（休団の期間）

休団の期間は、その都度本人と役員会で協議決定する。

#### 第13条（休団の延長）

休団期間満了後、なお休団の延長を希望するものは、その都度本人と役員会で協議決定する。ただし、休団期間は連続して2年を越えることはできない。

#### 第14条（意思表示の義務）

休団期間の満了したものはすみやかに復帰、休団の継続または退団の意思を役員会に表示しなければならない。

#### 第15条（役員会による休団の決定）

6ヶ月以上欠席することが明らかな者で、なお休団を申し出ないものは、役員会が休団させることを決定することができる。

#### 第16条（休団者の取扱い）

休団者は、団籍を保有するが、活動に参加することはできない。

#### 第17条（休団者の団費の取扱い）

休団者は、500円/月の団費を納入しなければならない。

#### 第18条（演奏会曲目の編成制限による休団の取扱い）

演奏会曲目の編成制限により、演奏活動に参加できない場合は、休団扱いにする。本人の希望により、練習への参加を認める場合があるが、この場合、団費の納入の必要はない。

#### 附則

1. 本規則は昭和61年1月12日から施行する。
2. 平成25年1月6日付で、一部を改訂して実施する。
3. 平成30年4月1日付で、一部を改訂して実施する。

4. 令和5年1月29日付で、一部を改訂して実施する。